

令和4年度

北本市子どもの権利擁護委員 活動状況報告書



北本市子どもの権利擁護委員

目次

1 北本市子どもの権利擁護委員から	・ ・ 1
2 北本市子どもの権利に関する条例 制定の経緯及び目的	・ ・ 3
3 北本市子どもの権利相談・救済	・ ・ 3
4 相談・救済の状況	・ ・ 7
5 相談・支援活動	・ ・ 11
6 普及啓発活動等	・ ・ 14
7 広報・啓発品等	・ ・ 15
8 参考資料	・ ・ 22

1 北本市子どもの権利擁護委員から

北本市子どもの権利擁護委員 弁護士 原田 茂喜



はじめまして、北本市子どもの権利擁護委員の原田茂喜と申します。

私は、弁護士を約16年やってきました。弁護士になって以来、子どもの問題に積極的に取り組んでまいりました。この私の経験が、北本市の子どもたちのために、少しでも役立つことができたらと思い、このお仕事をお引き受けしました。

実は、私は、北本市子どもの権利に関する条例制定の前の段階から、条例案に意見を述べる立場も与えていただきました。その際、制定に関わられた市議のみなさんの「子どもたちのために」という本当に熱い、焼けるような思いに触れることができました。制定の前の段階で、この熱い市議のみなさんの思いがあれば、「きっと良い条例になるはずだ。」そんな思いを持ったことを思い出します。

そんな熱い思いで出来上がった条例です。本当に素晴らしい条例だと思います。条例の前文には、「子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。」ということが謳われています。これは、まさに、北本市が「子どもをまんなか」にした市になるんだということを高らかに宣言したものとと言えます。

北本市を追いかけるように、2023年4月1日に、こども家庭庁が創設され、こども基本法が施行されました。私は、この大きな転換期に、子どもの権利擁護委員として関わることができていることを本当に光栄に思います。改めて感謝を申し上げたいと思います。

さて、2020年から急速に広まったコロナという未知のウイルスとの闘いは、私たちに非常に大きな不安や犠牲を求めました。特に、感染拡大当初は、外出すらままならず、これまでに当たり前であったことが何もできない状況となりました。私たち大人ですら、大きな不安でつぶされそうになりました。これから、成長する子どもたちはどうだったでしょうか。子どもたちは、学校でマスクをつけるように言われました。必要以上の会話をするのを控えるように求められました。楽しい給食の時間も黙食です。友人同士で遊ぶことすらはばかる状況でした。

子どもたちは、いっぱい食べて、笑って、遊んで大きく成長します。私たちもそのようにして大人になりました。コロナ禍の約3年間は、子どもの遊ぶ権利など成長発達権を大きく制約する3年間であったと思います。

また、非常に残念なことですが、子どもに対する虐待の増加傾向は止まるところはありません。立場の弱い子どもがストレスのはげ口となっている可能性すら疑われます。その影響は、どのようになるのか見当もつきません。

2023年5月8日、コロナは5類の感染症として扱われるようになり、規制が大きく緩和されることとなりました。しかし、3年もかけて受けてきた制約が、規制緩和と同時にすべてが改善するとは思えません。

子どもたちは、この約3年間で制約されたあらゆる権利を取り戻さなければなりません。私は、コロナ禍で受けた子どもたちの権利制限からの回復と、さらに、「子どもをまんなか」にした北本市の実現のために、全力を尽くしたいと思っています。

皆様には、是非、子どもの権利擁護委員の活動を見守っていただき、よかったら、一緒に「子どもをまんなか」にした北本市の実現のために、歩んでもらえたらと思います。



昨年の10月、北本市子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談室の活動が始まりました。何より、まずは、大人に、そしてより多くの子どもに、「子どもの権利条例」を知ってもらいたいという思いで、子どもの権利についての普及啓発の取組を進めてきました。また、子どもと関わり支援している色んな現場に出向いて、話を聞き一緒にできることを探ってきた半年でした。

その中で、家庭が困難な状況に置かれている子ども、自分の個性が受け入れてもらえない子ども、大人の理不尽な接し方に困っている子ども、いつも怒られる、無視されると感じている子ども、遊べる時間や場所がない、居場所がないと思っている子どもなど、様々な子どもがいることが分かりました。こうした子どもの声に応答し、一つ一つ変えていくためにも、北本市子どもの権利に関する条例に基づく活動を着実に実行していくことが大事であると考えています。

何らかの困難を抱えてつらいと思っているとき、困ったり悩んだりしたときも、大人や相談・救済機関に「相談できない、相談したいと思わない」という子どもが増加していると言われています。

子どもは、「相談なんて弱いやつのもので、負けだ」と、「相談したら、告げ口で、ずるい人だ」と思っているのでしょうか。「ちゃんとできない自分を認めることだ」と思い込んでいるのでしょうか。「本当に解決できるのか、変わるのか」と疑問に思っているのでしょうか。本当に悩ましいことですが、話しやすい、そして近づきやすい場や機会をたくさん用意していくことから始めたいと思います。そして話しづらい気持ちや状況を乗り越えて、小さなことでも、少しでも、話してくれた子どもの力や声を大事にしていくべきだと強く思っています。

本当に心強いことに、北本市では、子どもたちを支えようと、常にアンテナを立て子どものそばにいる、たくさんの市民の皆さんがいます。その方々と一緒に「全ての子どもが幸せな生活を送ることができる」北本市のため、より充実した活動をこれからも進めていきたいです。

2 北本市子どもの権利に関する条例の制定の経緯及び目的

経緯

令和3年6月、北本市議会において「子どもの権利に関する特別委員会」が設置され、同特別委員会による論議・検討が進められました。令和4年3月、令和4年第1回北本市議会定例会において、条例案が提案され、議会における全会一致により可決・成立し、同月31日付けで「北本市子どもの権利に関する条例」が公布され、同年10月1日に施行されました。

目的

「子どもの権利の内容を明らかにする。」、「子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障する。」これをもって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的としています。

なお、これは、平成23年に北本市議会において議決された「めざせ日本一、子育て応援都市宣言」の目的にもなっている「すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を実現すること」にもつながります。

3 北本市子どもの権利相談・救済

概要

北本市子どもの権利相談は、北本市子どもの権利に関する条例第21条に規定する子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するための相談・救済の窓口として、令和4年10月1日に業務を開始しました。相談窓口には、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員を配置し、子どもや保護者等からの相談に応じています。

目的

「北本市子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもの権利の侵害に関する相談や、本来一人の人間として尊重されるべきものとしての各種の要求・要望に応じる相談窓口を設置するものです。相談窓口には、子どもの権利擁護委員及び子どもの権利相談員を配置し、子ども自身や保護者等からの子どもへの権利侵害に関する相談に対し、必要な助言その他の援助をするとともに、深刻な権利侵害が認められる場合には、解決に向けて調査・調整、勧告等の実施及び是正の要請等を行います。

業務場所

北本市役所 2階 人権推進課（北本市本町1丁目111番地）

相談日時

月～金曜日 午前10時30分から午後6時まで ※祝日・年末年始は除く

対象

- ・18歳未満で、市内に居住、通勤、通学、通所若しくは入所する人
 - ・18歳で、市内の子ども関係施設に入所し、通所し、又は通学する人
- ※本人以外でも、対象の子どもへの権利の侵害に関する事項は相談できます。

相談方法

電話(子ども専用はフリーダイヤル、大人は一般用電話)、面談、手紙、相談フォーム

相談体制

- 北本市子どもの権利擁護委員 2名（弁護士、大学教員）

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談・救済の申立てへの対応
- 相談事案に係る調査
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整
- 権利侵害事案の相手方への是正勧告・是正要請・意見表明

【勤務形態】

- 原則、週1回来所して勤務、その他事案において勤務

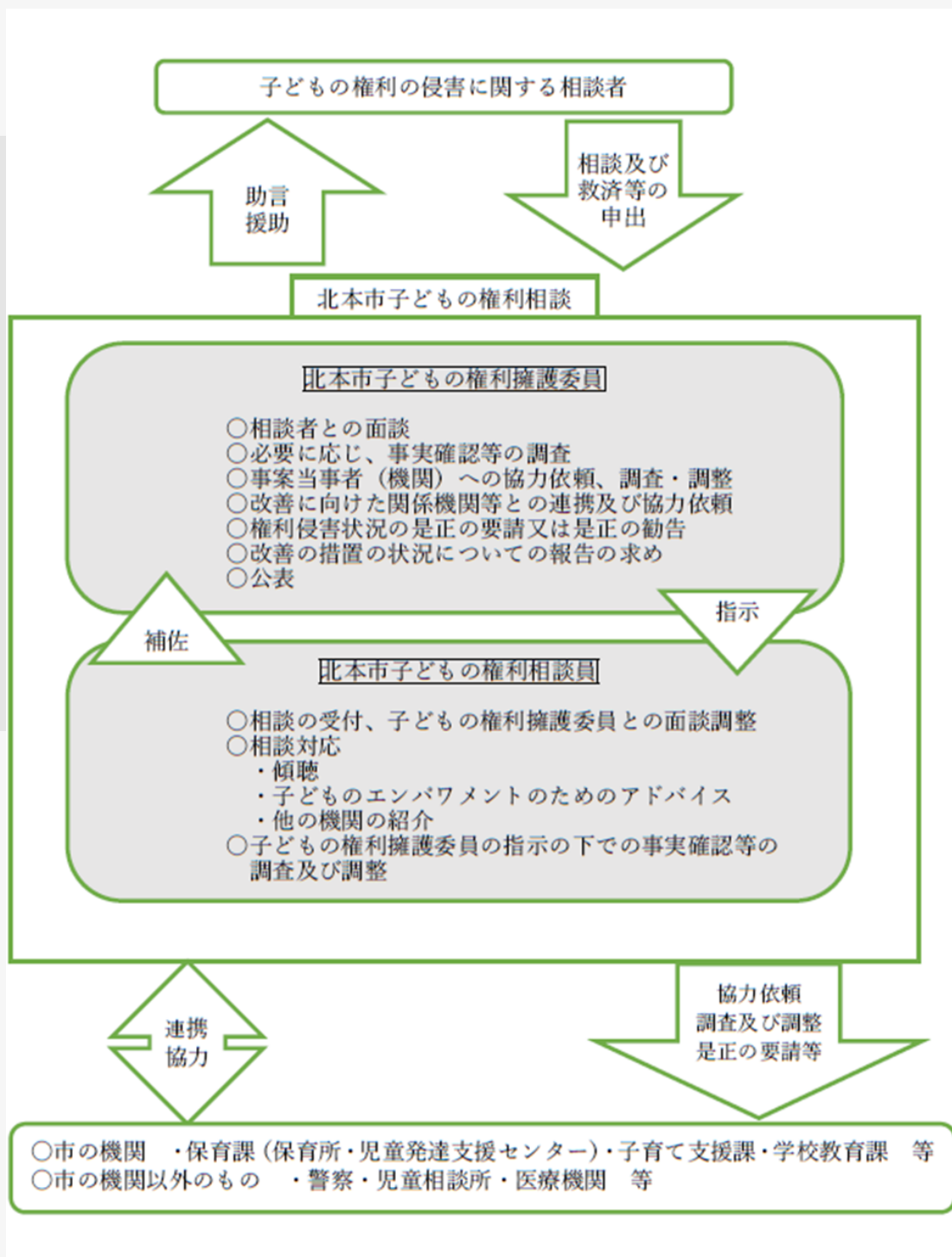
- 北本市子どもの権利相談員 3名

【職務内容】

- 子どもの権利に関する相談、救済申立ての受付
- 電話・手紙・相談フォームによる相談・来所相談の対応
- 相談事案に係る調査補助
- 子どもの権利回復のための関係機関との調整補助

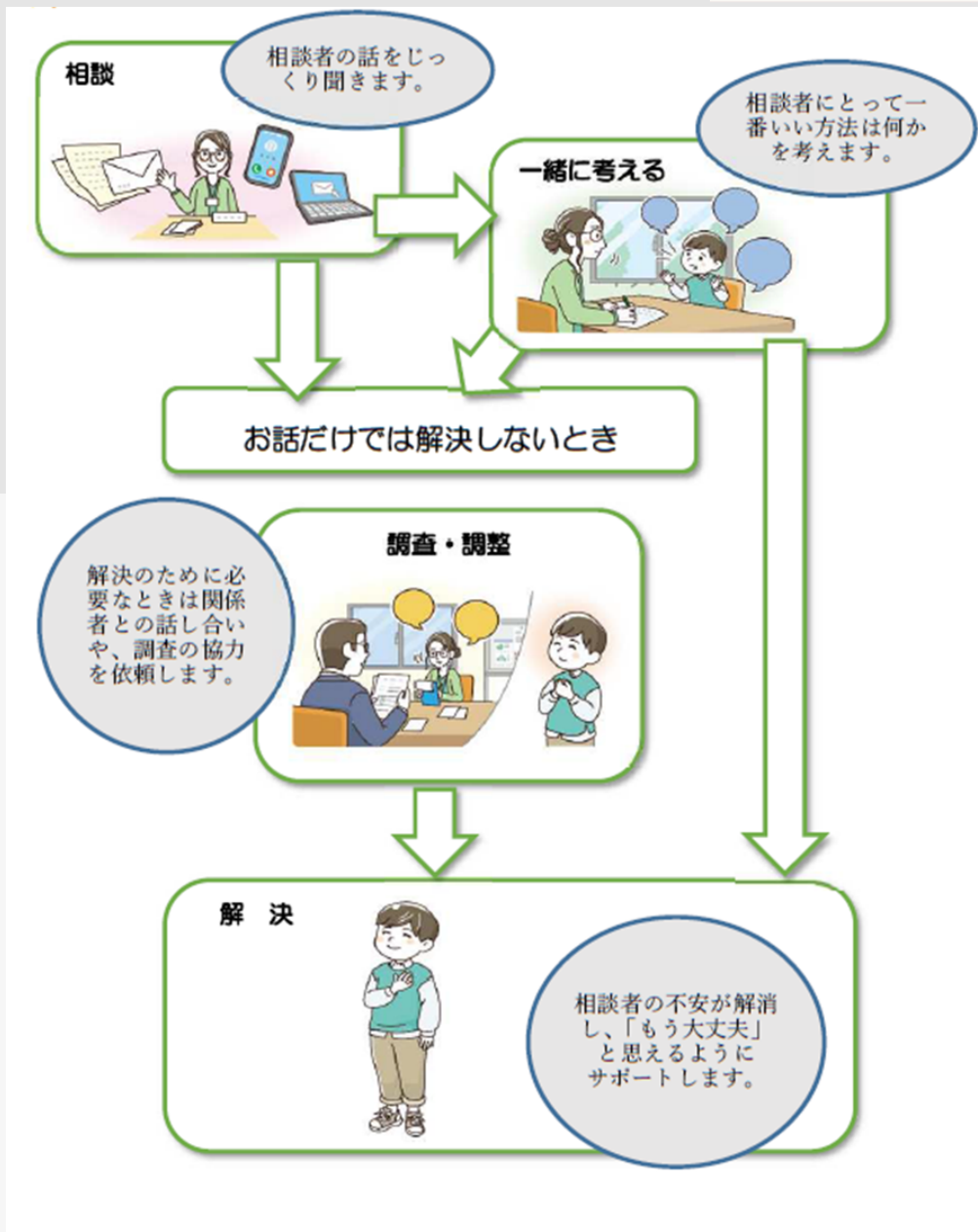
【勤務形態】

- 週3日勤務の交代制



相談・救済の流れ

子ども自身では、権利侵害かどうか分からない場合もありますので、つらいと思ったときや、困ったときなどに、気軽に相談してもらえよう周知しています。



4 相 談 ・ 救 済 の 状 況

令和4年度の相談について

令和4年度の相談件数は全体で29件、うち新規相談は11件で、継続相談は18件でした。月別の内訳は、10月と3月が8件で最も多く、次いで11月が6件でした。

子どもの権利相談は、令和4年10月から開始し、普及・啓発活動も行ってきましたが、未だに子どもたちを含む市民の皆さんに十分に浸透していないことが現状の相談件数の背景となっているものと考えられます。

相談の内容について

新規相談の内容は、「いじめ」と「子育ての悩み」が各2件、「交友関係」、「教職員等の指導・対応」、「虐待」、「その他機関の対応」が各1件、「その他」が3件でした。

次に、継続相談の内容は、「その他機関の対応」が最も多く13件でした。一度の相談で終了するケースもありますが、時間をかけて調査・調整などを行い子どもにとって一番良い方法を相談者と一緒になって探すなど、継続して相談を続けるケースもあります。

相談者の内訳について

本人からの相談は3件、保護者からの相談が21件で、その他が5件でした。さらに相談対象者の年代をみると、小学生が最も多く6件、次いで中学生が3件、未就学児が2件と続き、高校生からの相談はありませんでした。

相談の方法について

相談の方法は、「メール」による相談が11件、「電話」による相談が10件となっており、全体の約7割が非対面による相談でした。一方「面談」による相談が8件になっておりますが、その中には、保護者あるいは関係者の導きにより対象子どもの来所面談に至るケースもありました。直接話を聞く場が設けられることによって、保護者や子どもと個別に話を聞くことができ、さらに、表情や仕草が見えるなど、より子ども本人の訴えが伝わってきて、本人の気持ちに寄り添うことができました。

救済申立ての状況について

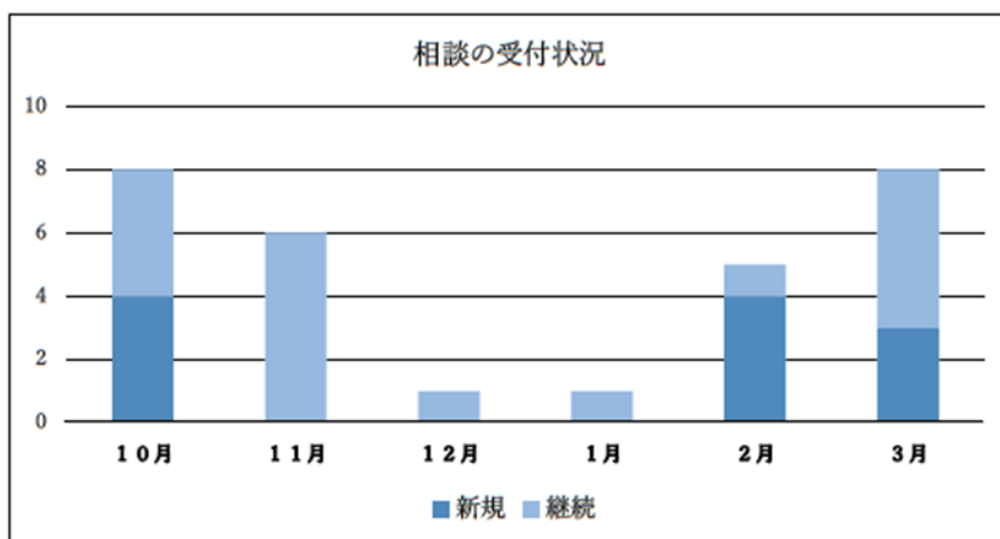
令和4年度は、1件の救済申立てがありました。救済申立ての状況は以下の救済申立て一覧表を参照してください。

No.	救済申立番号	申立て事項・概要	対 処 等
1	令和5年第1号	園児の進級について	令和5年2月～調査 令和5年3月是正要請※1

注) ※1「是正要請」とは、市の機関以外のものに対し、必要な措置を講じるよう要請するもの

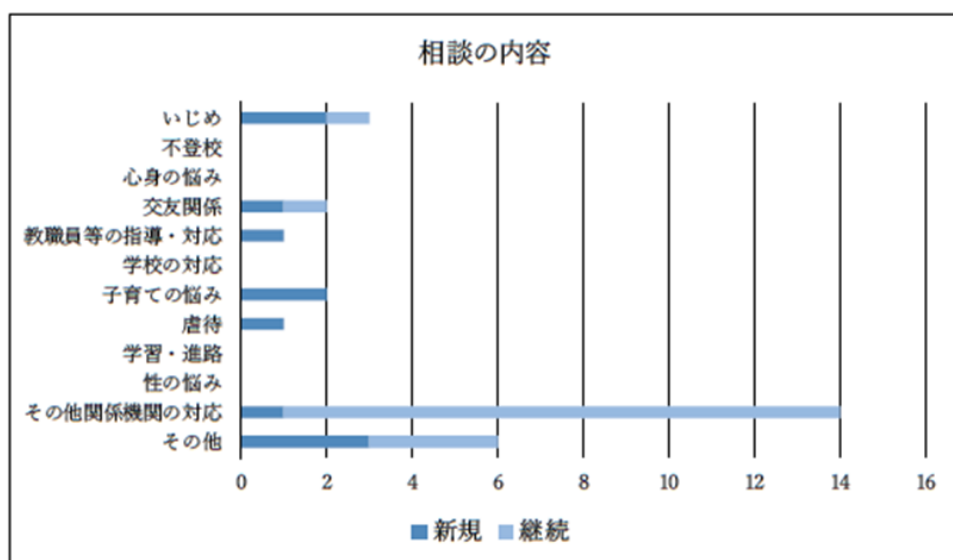
【月別内訳】

月	10	11	12	1	2	3	合計
新規件数	4	0	0	0	4	3	11
継続件数	4	6	1	1	1	5	18
延べ件数	8	6	1	1	5	8	29



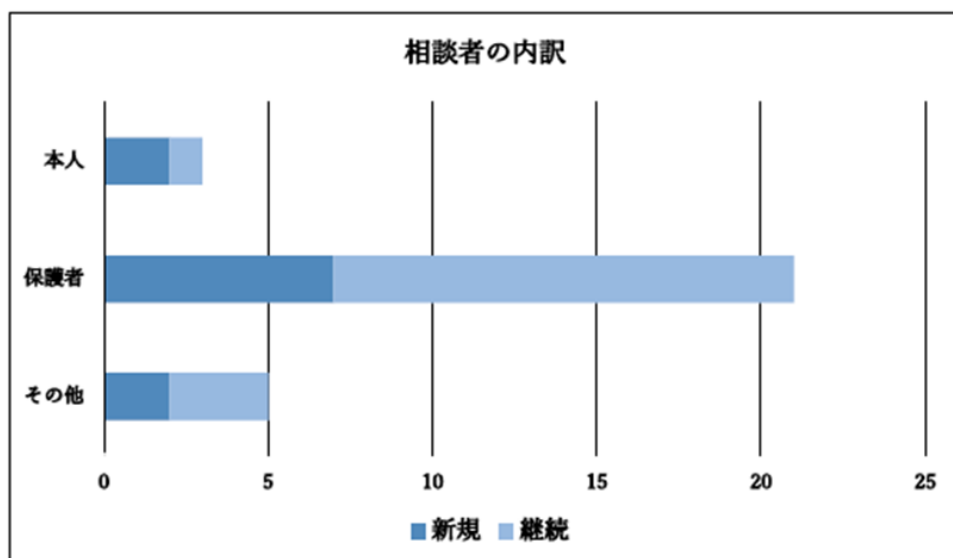
【相談の内容】

相談内容	新規相談件数	継続相談件数	延べ件数
いじめ	2	1	3
不登校	0	0	0
心身の悩み	0	0	0
交友関係	1	1	2
教職員等の指導・対応	1	0	1
学校の対応	0	0	0
子育ての悩み	2	0	2
虐待	1	0	1
学習・進路	0	0	0
性の悩み	0	0	0
その他関係機関の対応	1	13	14
その他	3	3	6
計	11	18	29

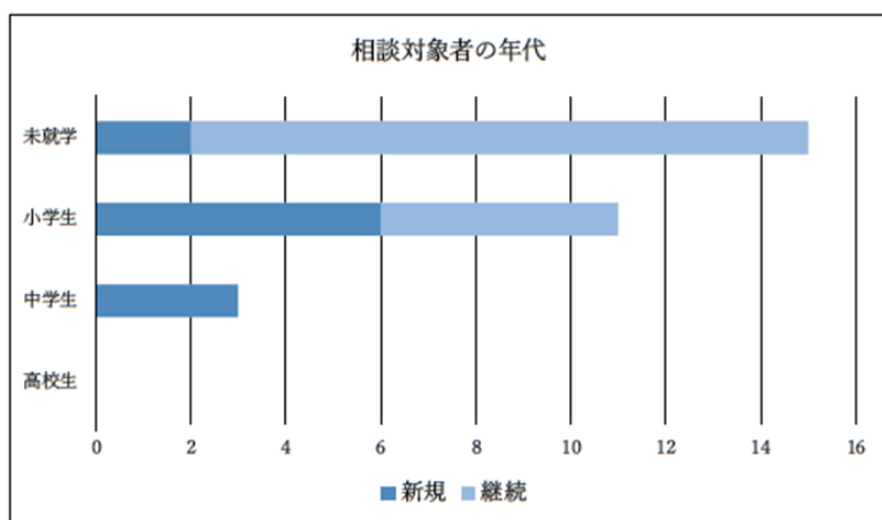


【相談者の内訳】

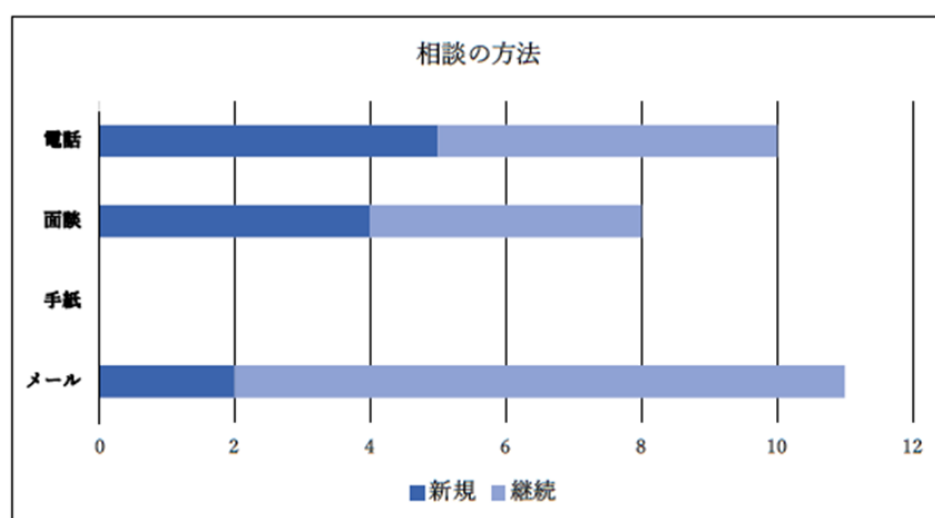
相談者	本人	保護者	その他	計
新規相談件数	2	7	2	11
継続相談件数	1	14	3	18
延べ件数	3	21	5	29



相談対象者	未就学	小学生	中学生	高校生	計
新規相談件数	2	6	3	0	11
継続相談件数	13	5	0	0	18
延べ件数	15	11	3	0	29



相談の方法	電話	面談	手紙	メール	計
新規相談件数	5	4	0	2	11
継続相談件数	5	4	0	9	18
延べ件数	10	8	0	11	29



5 相談・支援活動

主な相談事例

	相談者	相談内容
1	親	自分の障がいのために子どもが辛い思いをしているかと心配。
2	親	夫から心理的・精神的な虐待を受けているが、その影響を受けている子どもの成長が心配。
3	親	離婚後子どもの氏をどうしたら良いか知りたい。
4	親	子どもが嫌がらせの加害者で調停を申し立てられたが権利擁護委員に調停に参加してもらうことができるか。
5	親	子どもがいじめをして謝罪をしたが、相手の両親からひどいことを言われ、今後の子どもの心への影響が心配。
6	近隣住民	近所に生活困窮でネグレクトの疑いのある子どもがいて心配。

まだ子どもの権利相談・救済についての認知度が低い状況にもかかわらず、親を含む大人からの相談が寄せられました。子どもや子育てに関わる悩み、心配事が多かったです。まずは話をよく聴き、関係機関との連携が必要な事案についてはサポートの体制を整えるようにしてきました。また、子どもが元気に過ごせるようにと調整していくため、本人からの話を直接聴きたい旨を提案し、子どもとつながるためにと心がけてきました。子どもからの相談件数は多くなかったですが、子どもたちへの啓発活動を積極的に行うこと、相談しやすい環境を工夫し整備していくことに、より力を入れる必要があると日々感じています。

相談・支援

※プライバシー保護のため、実際の事例を基に変更・作成したものです。

○概要

「子どもが在籍するクラスには、配慮が必要な児童Aがいてその子が騒ぐと、担任の先生は過剰と思える指導をしていてそれを見た子どもたちが怯えているようです。子どもたちの学習面や生活面に影響が出ているようで心配」という親からの相談がありました。

○相談・支援の経過

子どもの思いに寄り添った援助をするために子どもから直接話を聴きたい旨伝え、後日、子どもから話を聴くことができました。面談の際には、話しやすい雰囲気をつくりながら丁寧に聴くことを心がけました。本人からの話は親からの内容と相違することが分かりました。子どもは男子児童4～5人に暴言を吐かれ、男子児童に嫌がらせを受けて学校に通えない女子児童もいるという話をしました。現在、いろいろな先生がクラスに入り、担任の先生も代わってクラスが前よりは落ち着いていると話してくれました。子どもからは、児童Aが暴れても指導の様子を分からないようにしてもらいたいと相談されたので、擁護委員が「学校から話を聴くか」、「もう一度相談に来て話をするか」と、子どもの意向を確認しました。子どもは、「また相談に来て話をする」と、気持ちを言ってくれました。子どもは約2週間後に来訪し、面談しました。学校の様子については特に話すことはなく、漫画のキャラクターなどの話を楽しくしていました。最後に権利相談室の新しいリーフレットを渡し、何かまた話したいことがあったらいつでも来てねとお願いして、当日面談は終了しました。

2回の面談を経て、心情の落ち着きを取り戻し、代わりの先生が指導してくれ、クラスの雰囲気が少し落ち着きを取り戻しつつあることが見られましたので、今後も相談を待ちながら様子を見守っていきたいと考えています。

救済申立て

※プライバシー保護のため、実際の事例を基に変更・作成したものです。

○概要

子どもが通園するA園から発達の遅れを理由に進級を断られ退園を迫られました。社会に出る機会を奪わないでほしいとの思いで、救済の申立てがなされました。

○経過

最初の面談では子どもはA園や先生が大好きで引き続きA園に行きたいということが分かりました。その子どもの希望を尊重し子どもが引き続き通園できるようにA園との調整を図りました。しかし、人材が不足している状況で職員を配置することが困難で、子どもの受け入れは困難であるとの回答でした。引き続きA園との調整を図ることとし、市内におけるインクルーシブ教育の現状を把握するため調査を行うとともに、行政の補助制度等について調査を行いました。子どもの権利擁護委員は、A園に対し、子どもの希望を尊重するとともにインクルーシブ教育の重要性を鑑み、子どもが通園できる体制を是正するよう要請しました。A園に対する要請内容の概要は次のとおりです。

①加配等の制度を積極的に利用し、子どもの進級について再考することを求める。また、今後同様の事態が生じないように、インクルーシブ教育への理解を深め、特別な配慮を必要とする子どもの入園に備えて体制を整えること。

②特別な配慮を必要とする子どもが入園した際には、殊に、関係機関や、当該幼児の家庭との緊密な連携を積極的に図ること。特別な配慮が必要な子どもを含め、子ども一人一人の発達状況に応じた教育が実施できるよう、教育内容の見直し、又は研修などの機会を積極的に設けて、指導内容や指導方法の工夫を図るようにすること。

③園のインクルーシブ教育の実施に向けての状況や今後のインクルーシブ教育の実施のための計画等について、保護者等に向けて丁寧に説明すること。

そして、制度上の改善点について関係機関へ提案するため、調査・協議を引き続き進めています。

6 普及啓発活動等



10月

- ・ 3日：擁護委員・相談員・事務局会議（以後、「運営会議」とする。）
- ・ 11日：第2回運営会議
- ・ 13日：案内チラシ配付（全小・中学校）
- ・ 18日：第3回運営会議、ケース会議
- ・ 18日：東・宮内・西中学校、中丸小学校訪問（擁護委員）
- ・ 27日：北本中学校、北・西・中丸東小学校訪問（擁護委員）
- ・ 27日：ケース会議
- ・ 28日：石戸・南・東小学校訪問（擁護委員）
- ・ 28日：第4回運営会議、ケース会議

11月

- ・ 1日：第5回運営会議、ケース会議
- ・ 8日：第6回運営会議、ケース会議
- ・ 15日：第7回運営会議、ケース会議
- ・ 20日：きたもと子どもの権利の日講演会（擁護委員・相談員）市役所庁舎、来場者にクリアファイルとチラシを配付
- ・ 20日：ケース会議
- ・ 22日：第8回運営会議、ケース会議
- ・ 29日：第9回運営会議、ケース会議

12月

- ・ 6日：第10回運営会議、ケース会議
- ・ 8日：人権教育推進委員会ワークショップ（擁護委員・相談員）南小学校
- ・ 13日：第11回運営会議、ケース会議
- ・ 16日：チラシ配付（幼稚園・保育園、保育所等の子ども関係施設）
- ・ 20日：第12回運営会議、ケース会議
- ・ 27日：第13回運営会議、ケース会議

1月

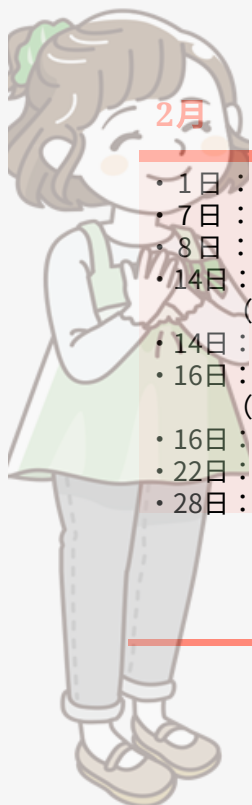
- ・ 10日：学童保育の会事務局訪問（擁護委員・相談員）
- ・ 10日：第14回運営会議、ケース会議
- ・ 11日：子ども学習支援活動施設訪問（擁護委員）
- ・ 13日：北本高校、社会福祉協議会訪問（擁護委員）
- ・ 17日：第15回運営会議、ケース会議
- ・ 20日：子ども食堂訪問（擁護委員）
- ・ 24日：第16回運営会議、ケース会議
- ・ 31日：児童館訪問（擁護委員・相談員）
- ・ 31日：第17回運営会議、ケース会議

2月

- ・ 1日：私立幼稚園園長会（擁護委員）
- ・ 7日：第18回運営会議、ケース会議
- ・ 8日：保育所所長会（擁護委員）
- ・ 14日：出前講座（東小PTA家庭教育学級）（擁護委員）
- ・ 14日：第19回運営会議、ケース会議
- ・ 16日：更生保護女性会全体会（擁護委員・相談員）文化センター
- ・ 16日：教育センター訪問（擁護委員）
- ・ 22日：第20回運営会議、ケース会議
- ・ 28日：第21回運営会議、ケース会議

3月

- ・ 6日：主任児童委員会（擁護委員・相談員）
- ・ 7日：第22回運営会議、ケース会議
- ・ 7日：北本市子どもの権利相談通信（第1号）発行（小・中学校宛て）
- ・ 14日：第23回運営会議、ケース会議
- ・ 14日：子育て支援課相談員（児童虐待安全確認等対応職員）との意見交換会（擁護委員・相談員）
- ・ 22日：第24回運営会議、ケース会議
- ・ 28日：第25回運営会議、ケース会議
- ※小・中学校にお昼休みの案内放送



7 広報・啓発品等

児童・生徒等用チラシ

皆さんの気持ちや思いを聞かせてください

困った時、つらい・悲しい気持ちになった時、悩んでいること、これまで相談してうまくいかなかったこと、だれにも相談できないこと・・・まずは、話してみませんか。

どんなことを相談できるの？

学校で	家庭で	その他
<ul style="list-style-type: none"> 仲間外れやいじめのこと 友だちのこと 先生のこと 部活動でのこと など 	<ul style="list-style-type: none"> つらいこと いやなこと 家族に話せないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> 心と体の悩みのこと SNS でこまったこと 習い事でのこと など

どんなことでもいいです。

相談の方法 電話、会って話す、手紙、メール

相談の秘密は、必ず守ります。
「大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にします。
「何ができるかな?」、「どうしてほしいかな?」といっしょに考えます。
関係する人に、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。



電話、または予約の時間 月曜日～金曜日 午前10時30分～午後6時
※ よる5時15分よりあとに会って相談したいときは、予約をしてください。
予約は、電話か北本市ホームページの相談フォームからできます。

おはなし こーる
電話番号 0120-0874-56 048-590-5011
(※子ども専用。お金は、かかりません。)

相談先 〒364-8633 北本市本町1-111 (北本市役所2階人権推進課)

令和4年10月1日から北本市子どもの権利に関する条例を施行します。子どもの「安心して生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障し、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる北本市を目指します。

子どもの権利に関する相談が始まりました

困った時、つらい・悲しい気持ちになった時、悩んでいること、これまで相談してうまくいかなかったこと、だれにも相談できないこと・・・まずは、話してみませんか。

どんなことを相談できるの？

学校で	家庭で	その他
<ul style="list-style-type: none"> 仲間外れやいじめのこと 友だちのこと 先生のこと 部活動でのこと など 	<ul style="list-style-type: none"> つらいこと いやなこと 家族に話せないこと など 	<ul style="list-style-type: none"> 心と体の悩みのこと SNS でこまったこと 習い事でのこと など

どんなことでもいいです。

相談の方法 電話、会って話す、手紙、メール

相談の秘密は、必ず守ります。
「大丈夫」になるまで、あなたの気持ちを大事にします。
「何ができるかな?」、「どうしてほしいかな?」といっしょに考えます。
関係する人に、あなたの代わりに気持ちや意見を伝えることもできます。



電話、または予約の時間 月曜日～金曜日 午前10時30分～午後6時
※ よる5時15分よりあとに会って相談したいときは、予約をしてください。
予約は、電話か北本市ホームページの相談フォームからできます。


おはなし こーる
電話番号 0120-0874-56 048-590-5011
(※子ども専用。お金は、かかりません。)

相談先 〒364-8633 北本市本町1-111 (北本市役所2階人権推進課)

令和4年10月1日から北本市子どもの権利に関する条例を施行します。子どもの「安心して生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を保障し、全ての子どもが幸せな生活を送ることができる北本市を目指します。

クリアファイル

グレー部分
透明イメージ



北本トマトイメージキャラクター
とまちやん

北本市子どもの権利相談


あなたの気持ちを大事にします。一人で悩まず、話してみませんか?

受付 月～金(祝日・年末年始を除く) 10:30～18:00

電話 0120-0874-56 (子ども専用)

048-590-5011

メールでも、会って話すこともできます。



場所 北本市本町1-111 北本市役所2階人権推進課



北本市子どもの権利擁護委員

子どもの権利擁護 出前授業・講座

授業・講座内容

- ・人権に関すること全般
 - ・子どもの権利条例の理解および相談、救済活動について
 - ・いじめ、児童虐待など権利侵害に関すること
 - ・子どもにやさしいまち、子どもにやさしいコミュニティづくりについて
- ※授業・講座の形式や時間、内容について、ご相談に応じます。

- ・費用は、かかりません。※会場を用意する場合の費用は除く。
- ・子どもから大人まで、対象者に限定はありません。

- ・申込方法：電話、ファクス、メール等を通して希望日時、場所、担当者の名前、連絡先を北本市人権推進課までご連絡ください。
(※申込書は、ホームページに掲載)

連絡・問合せ先

TEL 048-594-5506/ FAX 048-592-5997
Mail kodomo-kenri@city.kitamoto.lg.jp

子どもの権利相談通信（児童・生徒用）表

北本市子どもの権利相談

小学校5・6年生、中学生用 発行：令和5年3月

北本市子どもの権利相談通信 第1号

子どもの権利擁護委員を紹介します！

子どもの権利擁護委員は、北本市の子どものみなさんが安心して生活できるように活動します。みなさんの悩みや困りごとにかかわる問題を解決するためのお手伝いをしています。また、子どもの権利についていろいろな人に知ってもらうため、地域の方々と協力して活動を行っています。



原田擁護委員

北本市の子どもの権利擁護委員をしています原田茂喜です。私は、いろいろな人に会って、その人のいろんなお話を聞くのが好きでした。それで、今は、弁護士というお仕事をしています。弁護士は、人からお話を聞いて、みなさんのことを守るお仕事です。もし、みなさんが、「困ったな。」「どうしようかな。」と思ったら・・・、いや、困ったことがなくても大丈夫です。お話したいと思ったら、連絡してみてください。ぜひ、みなさんのお話を聞かせてください。お待ちしております。

北本市の子どもの権利擁護委員の安ウンギョンです。ふだんは、大学の先生をしながら、学校や子どもにかかわる仕事をしています。生まれたのが海近くのみちでしたが、泳ぐのは苦手です。海を見るのは、大好きです。私は、17年前に韓国から日本に来て、暮らしています。まだわからないことがいっぱいあるので、日本のいいところをたくさんたくさん教えてください。



安擁護委員

☆相談の特徴☆

- ① 秘密は、必ず守ります。(名前を言わなくても構いません。)
- ② 子どもの気持ちを最も大事にします。
- ③ 相談や子どもに関わった経験のある3名の相談員がいます。



電話、メール、面談、手紙で相談することができます。

電話番号 0120-0874-56(お金は、かかりません。) 048-590-5011

受付日時 月～金曜日(祝日除く)10時30分～18時

所在地 〒364-8633 北本市本町1-111(北本市役所人権推進課)



発行 北本市子どもの権利擁護委員・相談員

子どもの権利相談通信（児童・生徒用）裏

相談のこと、くわしく知りたい！

相談したことが、ばれてしまったら困る、
おかげさにはしたくない・・・。



子どもの権利相談は、学校や施設とは違った一つの機関です。
あなたの関係する人に伝えたほうがよいと考える場合でも、許可なしに伝えることはありません。

そうなんだ。
でも、話をすることが苦手なんだ、
言いたいことがうまく伝わるかな・・・。



電話、メール、面談、手紙のうち、自分の相談しやすい方法
で相談してください。話をするときは、あなたのペースでゆっ
くりと伝えてもらえれば、大丈夫です。

自分のペースでいいんだ。
でも、相談したらどうなるの？

話すだけでも大丈夫です。あなたの気持ちを大事にして、「何がで
きるかな。」「どうしてほしいかな。」といっしょに考えます。必要
なときは、問題を解決するために、調べたり、関係する人に協力をお
願いしたりすることもできます。あなたにとってのいちばんよい方法
を探していきます。あなたが安心できるまで、サポートします。

ありがとう。相談してみようかな。



子どもの権利相談・救済案内リーフレット

「こうしたらどうだろう」、
「こういうことはできるかな」
といっしょに考えます。

関係する人に、あなたの代わりに
気持ちや意見を伝えることもできます。

受けた相談の
秘密は守ります。



原田 擁護委員



安 擁護委員

お話を聞かせてね!

相談日時 月～金曜日
10:30～18:00
(祝日・年末年始は除く)

相談方法
電話、会って話す、
手紙、相談フォーム

子ども専用

0120-0874-56

TEL 048-590-5011

場所 〒364-8633
北本市本町1丁目111番地
北本市役所2階 人権推進課



北本市

**子どもの
権利相談**

あなたの気持ちを大事にします。
一人で悩まず話してみませんか?



秘密は、
守るよ

どんなこと
でもいいよ

お金は、
かから
ないよ

どんなことを相談できるの?

どんなことでも相談してね。
「こうしたらどうだろう」、
「こういうことはできるかな」
といっしょに考えます。

学校で
友だちのこと、
勉強のこと、
きまりのこと…



家庭で
親のこと、
きょうだいのこと、
自分のこと…



その他
公園、遊び場で…
どこで起こったことでも
相談してください



相談の流れ

1 「困った」、「つらい」とき

ひとりで悩まず話してね。



2 相談する

あなたの話をゆっくり聞くと。



電話、会って話す、手紙、相談フォーム

3 一緒に考える

「こうしたらどうだろう」、「こういうことはできるかな」
といっしょに考えるよ。



4 伝える、助ける

関係する人に、あなたの代わりに
気持ちや意見を伝えることもできるよ。



あなたの気持ちを大事にします。声を聞かせてください。



PRカードとポスター

きたもとし こ けんり そうだん
北本市子どもの権利相談



フリーダイヤル **0120-0874-56**
 子どもの専用
げつ きんようび しやくじつ ねんまつねんしのぞ
 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 10時30分～18時

ひとり なや はな
一人で悩まず話してみませんか?

でんわ めんだん てがみ そうだん
電話、面談、手紙、相談フォームで相談ができます。

〒364-8633 きたもとしほんちよう
 北本市本町 1-111
 きたもとしやくしよ かい じんけんすいしんか
 北本市役所 2階 人権推進課
 TEL 048-590-5011



あなたの気持ちを大事にします。

きたもとし
北本市

こ
子どもの

けんり そうだん
権利相談

ひみつ 秘密は、
 まも 守るよ

どんなこと
 でもいいよ

かね お金は、
 かから ないよ

あなたの気持ちを大事にします。
 ひとり なや はな
一人で悩まず話してみませんか?

はなし き
お話を聞かせてね!

この相談フォームから
 いつでも
 相談ができますよ

つづき 通話
 ひりよう 無料

子ども専用 おはなし こーる
0120-0874-56 TEL048-590-5011

相談日時 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 10:30～18:00 場所 〒364-8633 北本市本町1丁目111番地 北本市役所2階 人権推進課



学校放送用原稿

1回目：権利、子どもの権利条例について

- ・皆さん こんにちは。北本市子どもの権利擁護委員原田、安です。
- ・皆さんが、「楽しいな、幸せだなあ」と、感じる時はいつですか。
- ・友達と仲良く遊ぶとき、いっぱい笑うとき、話をたくさんきいてもらえた時、今までできなかったことがやっとなできたとき、そういう瞬間がたくさんあったらいいですね。
- ・このように、皆さんが「楽しく、また自分らしく、幸せに生きるために」色んなことが必要です。学ぶことも、休むことも、遊ぶことも、話すことも、保護を受けることも、当たり前に必要なことです。これを「権利」といいます。
- ・北本市では、2022年10月から「子どもの権利に関する条例」というのが、作られ始めました。皆さんが今は幸せに生きることができるように、大人は、何が必要かを考え手助けします！と、皆さんにもっともいいことをやっています！と、約束したものです。
- ・ですので、皆さんが北本市で、安心して生き、自分らしく育ち、守られ、意見をいい参加できるころは、特別に守られていますので、すべて「当たり前」で「ただししい」ことです。
- ・今日は、まず「権利」について、「権利条例」について、お伝えしました。もっと知りたい、教えてほしいと思う人は、「北本市子どもの権利相談通信」の手に取ってみてください！！

2回目：権利相談について

- ・皆さん こんにちは。北本市子どもの権利擁護委員原田、安です。
- ・こんなことはありませんか。勉強したいのにさせてもらえない、遊びたいのに何もさせてもらえない、怒鳴ったり叱られたりしている、無視されたり仲間外れにされている、わからないことばかり誰も説明してくれない、自分の話をまったくきいてもらえない、困っていること・悩んでいることをきいてもらえない、ほっとしていただける場所が見つからない、
- ・こうすると、苦しいですね、不安な気持ちで、いらいらするかもしれません。そんな時、気軽に相談できる人、アドバイスをもらえる人をお考えおきましょう。あなたの信頼できる大人や仲間、家族や友達、担任の先生、保健室の先生など、思いつきませんか。
- ・そして、私たち、子ども権利擁護委員や相談員もいます。「何ができるかな、どうしてほしいかな」一緒に考え、「大丈夫」になるまで、皆さんを支えることができます。まずは、悩みでも思いや意見でも、いいので、話かけてください。
- ・今日は、権利相談・救済について、お伝えしました。もっと知りたい、連絡してみたいと思う人は、まずは、「北本市子どもの権利相談通信」の手に取ってみてください！！

3回目：子ども参加について

- ・皆さん こんにちは。北本市子どもの権利擁護委員原田、安です。
- ・北本市「子どもの権利に関する条例」の11番目は、参加することを守りますという約束になっています。自分の関係あることについて、自由に考えをいえることができます。そして大人はその声に耳を傾けてうけとえなければなりません。自分自身についての大事な選択について、気持ちや意向をきいてもらい、尊重してもらおうのは皆さんが「自分らしく生きる」ためにも必要でしょう。
- ・皆さんは、伝える力、意見を言う力を持っています。そして、皆さんの意見が大人や社会に聞かれ、それが生かされ、大人と一緒にみんながそれぞれ生きやすい社会を作っていく力もあります。その力を生かすために、必要な情報や助言、援助を大人に求めてください。一人で難しい場合は、仲間を作り集まっても大丈夫です。北本市では、皆さんが自分の価値に気づき、力を発揮し、より良い社会をつくることに参加できることを見守っていきます。
- ・今日は、参加について、お伝えしました。もっと知りたい、意見があるよ、という人は、「北本市子どもの権利相談通信」の手に取ってみてください！！

8 参考資料

- ・ 北本市子どもの権利に関する条例
- ・ 北本市子どもの権利擁護委員・相談員名簿

北本市子どもの権利に関する条例

令和4年3月31日条例第8号

目次
前文
第1章 総則（第1条—第6条）
第2章 子どもにとって大切な権利 （第7条—第11条）
第3章 生活の場における子どもの権利 の保障（第12条—第14条）
第4章 子どもの権利に関する基本的 な施策等（第15条—第20条）
第5章 子どもの権利に関する相談及 び救済等（第21条—第34条）
第6章 子どもの権利に関する施策の 総合的な推進と検証（第35条—第38条）
第7章 雑則（第39条・第40条）
附則

子どもを含むすべての人は、生まれながらにして自由であり、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。そして、子どもは生きていくためにさまざまな助けが必要なことから、大人と同じ基本的人権だけでなく、子どもだけの大切に特別な権利を持っています。

子どもは、自分自身にどのような権利があるのかを知り、この権利を使っていくことで、自分らしく生きることができるようになります。

そして、自分の権利が守られることで、すべての人の権利が自分と同じように守られることを理解できるようになります。子どもの権利が保障される社会を実現することは、すべての人の権利が尊重される社会を実現することにもつながります。

子どもは、ただ大人から守られる存在ではなく、社会の一員です。自分たちに関することについて思いを表明することができ、その思いが尊重されるとともに、方針や決まり事を決める過程に参加することができます。その経験は、自己肯定感の向上や民主主義の理解にもつながります。

大人は自分が思い描く理想を子どもたちに押し付けることなく、子どもが自分の価値に気づき、力を発揮し、主体的に生きていけるように支援する必要があります。また、大人が子どもの権利を十分に尊重できるようにするためには、子どもに関わる大人も自身の権利が保障され、十分な支援を受けられる必要があります。

日本には、基本的人権を大切にしている日本国憲法があります。さらに、日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、子どもの権利を大切にすることを約束しています。私たち北本市民は日本国憲法及び子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の理念に基づき、子どもの権利を保障することを宣言し、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の内容を明らかにするとともに、子どもの権利を守るための仕組みを定めることで子どもの権利を保障し、もって全ての子どもが幸せな生活を送ることができる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 18歳未満の者又はこれと等しく権利を認めることが適当である者をいう。

(2) 保護者 親又は親に代わり子どもを養育する者をいう。

(3) 子ども関係施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校その他の子どもが育ち、学び、又は活動するための施設をいう。

(4) 市民 市内に住み、市内で働き、又は市内で学ぶ者(子どもを除く。)をいう。

(5) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(6) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。

(7) 体罰等 しつけ、懲戒、指導その他名目のいかに問わず身体的又は精神的な苦痛を与えることをいう。

(8) いじめ 他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、子どもが身体的又は精神的な苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 子どもの権利は、次に掲げる事項を基本理念として、保障されなければならない。

(1) 子ども又は家族の生まれ育った環境、状況、人種、国籍、障害の有無等にかかわらず、差別されないこと。

(2) 子どもの最善の利益が優先して考慮されること。

(3) 子どもの生きる権利が認められ、成長及び発達が可能な最大限の範囲において確保されること。

(4) 自らに影響を及ぼす全ての事項について意見を表明することができること及びその意見がその子どもの年齢及び発達の程度に応じて、十分に尊重されること。

(5) 自らが権利の主体であり、その権利を自ら行使することができること及びその権利の行使に当たって必要な支援を受けられること。

(市等の役割)

第4条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じて、これを保障しなければならない。

2 保護者は、その養育する子どもの養育及び発達について第一義的責任を有していることを認識し、その養育する子どもの権利を保障しなければならない。

3 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該子ども関係施設において子どもの権利を保障しなければならない。

4 市民は、家庭、子ども関係施設又は地域の中で相互に連携し、及び協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

(連携等)

第5条 市は、子どもの権利の保障に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体並びに保護者、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等との連携又は協働に努めなければならない。

2 市は、子どもの権利の保障に資するため、子ども関係施設、市民、事業者及び子どもの権利擁護に取り組む団体等が相互に連携することができるよう、必要な支援を行わなければならない。

(きたもと子どもの権利の日)

第6条 子どもの権利について、子ども及び市民の関心を高めるとともに、その理解を深めるため、きたもと子どもの権利の日を設ける。

2 きたもと子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、きたもと子どもの権利の日に合わせて、第1条の目的にふさわしい事業を実施するものとする。

第2章 子どもにとって大切な権利

(大切な子どもの権利の保障等)

第7条 この章に定める権利は、子どもが成長し、及び発達していくために大切な子どもの権利として保障されなければならない。

2 子どもは、自らの権利を大切にするとともに他者の権利を尊重することができる力を身に付けるために、必要な支援を受けることができる。

(安心して生きる権利)

第8条 子どもは、安心して生きるために、主として次に掲げる権利を有する。

(1) 命が守られ、尊重されること。

(2) 愛情及び理解をもって育まれること。

(3) あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。

(4) あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。

(5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。

(6) 平和及び安全な環境の下で生活できること。

(7) 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

(自分らしく育つ権利)

第9条 子どもは、自分らしく育つために、主として次に掲げる権利を有する。

(1) 個性が認められ、人格が尊重されること。

(2) 遊んだり、休んだりすること。

(3) 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。

(4) 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。

(5) 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で決めることができること。

(6) 地域及び社会の活動に参加すること。

(7) 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

(守られる権利)

第10条 子どもは、心身を傷つけるものから守られるために、主として次に掲げる権利を有する。

(1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。

(2) あらゆる搾取から守られること。

(3) 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。

(4) 自らの意思及び考えが尊重されること。

(5) 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。

(6) 誇りを傷つけられないこと。

(参加する権利)

第11条 子どもは、自らに関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利を有する。

(1) 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重されること。

(2) 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。

(3) 仲間をつくり、集まること。

第3章 生活の場における子どもの権利の保障

(家庭における権利の保障)

第12条 保護者は、その養育する子どもの最善の利益を考慮し、その子どもの成長及び発達に応じて養育に努めるものとする。

2 保護者は、その養育する子どもが権利を行使する際には、その子どもの最善の利益を確保するため、その子どもの年齢及び発達に応じて支援に努めるものとする。

3 保護者は、その養育する子どもの言葉、表情、しぐさ等から子どもの思いを受け止め、これを尊重するものとする。

4 保護者及び子どもと同居する者は、

その子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 保護者は、その子どもの養育に当たって、市から必要な支援を受けることができる。

(子ども関係施設における権利の保障)

第13条 子ども関係施設の設置者及び管理者は、子どもが安心して安全に自分らしく育ち、学び、又は活動することができるよう、当該施設の利用環境の整備に努めるものとする。

2 子ども関係施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)は、当該施設において、子どもの最善の利益を考慮し、年齢及び発達程度に応じた適切な支援に努めるものとする。

3 施設関係者は、子どもが、当該施設の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

4 施設関係者は、当該施設において、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

5 施設関係者は、当該施設において、いじめの防止に努めるとともに、いじめが発生した場合には、子どもの最善の利益を考慮し、関係する機関と連携し、子どもの権利の救済等に努めるものとする。

6 子ども関係施設の設置者及び管理者は、当該施設の職員に対し、子どもの権利についての理解を十分に深めるため、研修の機会を設けるよう努めるものとする。

7 市は、子ども関係施設の設置者及び管理者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

(地域における権利の保障)

第14条 市民及び事業者は、地域の中で子どもを見守り、子どもが安心して自分らしく過ごすことができるよう努めるものとする。

2 市民及び事業者は、子どもが、地域の行事、運営等に参加する機会及び意見を表明する機会の確保に努めるものとする。

る。

3 市民及び事業者は、子どもに対して、虐待及び体罰等をしてはならない。

4 事業者は、その従業員が安心してその子どもを養育することができるよう、十分に配慮し、及び支援するよう努めるものとする。

5 市は、市民及び事業者が子どもの権利を保障するために必要な活動に対して、必要な支援に努めなければならない。

第4章 子どもの権利に関する基本的な施策等

(普及啓発)

第15条 市は、子ども及び市民が子どもの権利を正しく理解するとともに、子どもがその権利を適切に行使し、その権利が侵害された場合等には、速やかに子ども及び市民が相談することができるよう、広報等により普及啓発しなければならない。

2 市は、家庭、子ども関係施設、事業者、地域等において子どもの権利に関する学習等が推進されるよう必要な支援に努め、及び環境の整備に努めなければならない。

3 市は、保護者及び子どもを支援する者その他子どもの権利擁護に職務上関係のある者に対し、子どもの権利及びその擁護についての理解を深めるため、研修等の機会を提供しなければならない。

(意見表明及び社会参加の機会の確保)

第16条 市は、子どもが市の施策に対して意見を表明する機会の確保に努めなければならない。

2 市は、ボランティア活動、国際交流活動その他の子どもが社会参加する機会の確保に努めなければならない。

3 市は、子どもが意見を表明し、又は社会に参加しやすくなるよう、その支援に努めなければならない。

(きたもと子ども会議)

第17条 市長は、市の施策について子どもの意見を求めるため、きたもと子ども会議を設置することができる。

2 きたもと子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、意見を

まとめ、市長その他の執行機関に提出することができる。

3 市長その他の執行機関は、きたもと子ども会議から提出された意見を尊重しなければならない。

(虐待、体罰等及びいじめの防止等)

第18条 市は、虐待の防止等のため、必要な体制の整備、関係する機関との連携の強化、研修の実施及び広報その他の啓発に努めなければならない。

2 市は、市の子ども関係施設における虐待及び体罰等を禁止するとともに、その他の子ども関係施設における虐待及び体罰等の防止に必要な支援に努めなければならない。

3 市は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を実施しなければならない。

4 市は、虐待、体罰等及びいじめの被害者又は発見者が通報又は相談しやすい環境の整備に努めなければならない。

(特別な配慮が必要な子ども及びその保護者に対する支援)

第19条 市は、障害のある子ども、経済的に困窮している家庭の子ども、ひとり親家庭の子ども、本人又は保護者が外国籍の子ども、不登校の子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、その子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

2 市は、前項に規定する特別な配慮が必要な子どもを把握するため、必要に応じて調査、訪問等を実施するものとする。

(成長及び発達に資する支援)

第20条 市は、子どもの成長及び発達に資する体験及び交流の促進を図るとともに、当該体験及び交流のための場又は機会の提供に努めなければならない。

2 市は、子どもの芸術的又は文化的な活動、運動及び余暇の利用の促進を図るとともに、これらの機会の提供に努めなければならない。

3 市は、家庭及び学校のほか子どもが

安心して過ごすことができる場の確保に努めなければならない。

4 市は、子どもが必要かつ適切な医療、福祉及び教育を受けられるよう、子ども又はその保護者に対し、必要な支援を行わなければならない。

第5章 子どもの権利に関する相談及び救済等

(擁護委員の設置)

第21条 市長は、子どもの権利の侵害の防止を図るとともに、権利の侵害から迅速かつ適切にこれを擁護し、及び救済するため北本市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を置く。

(擁護委員の職務)

第22条 擁護委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 子どもの権利に関する相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うこと。

(2) 子どもの権利の侵害からこれを擁護し、若しくは救済するための申立て(以下「救済等の申立て」という。)又は擁護委員の発意に基づき、調査、調整、是正等の勧告又は要請及び制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

(3) 前号の規定による勧告、意見表明等の内容を公表すること。

(4) 子どもの権利に関する普及啓発を行うこと。

(擁護委員の責務)

第23条 擁護委員は、子どもの権利の擁護者として、公平かつ適切に職務を遂行するとともに、その職務の遂行に当たっては、関係する機関との連携及び協力に努めなければならない。

2 擁護委員は、その職務上の地位を政治的、営利的又は宗教的な目的に利用してはならない。

3 擁護委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(擁護委員の定数、任期等)

第24条 擁護委員の定数は、3人以内と

する。

2 擁護委員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者であって、かつ、次に掲げる者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。

(1) 弁護士又は司法書士

(2) 大学の教員

(3) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師

(4) 前3号に掲げる者のほか、子どもの権利擁護に関し実務経験を有するものとして市長が認める者

3 擁護委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他擁護委員として明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、その擁護委員を解職することができない。

5 市長は、前項に規定する場合において、その擁護委員を解職しようとするときは、あらかじめ議会の同意を得なければならない。

(擁護委員への協力)

第25条 市の機関は、擁護委員の職務の遂行に関し、その独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

2 市の機関以外のものは、擁護委員の職務の遂行に協力するよう努めるものとする。

3 市長は、市の機関以外のものに対し、擁護委員の職務の遂行に協力するよう要請することができる。

(相談及び救済等の申立て)

第26条 何人も、次に掲げる子どもの権利に係る事項について、擁護委員に対し、相談及び救済等の申立てを行うことができる。

(1) 市内に居住する子どもに係るもの

(2) 市内に通勤し、又は市内に通学し、通所し、若しくは入所する子ども

(前号に掲げる子どもを除く。)に係るもの(相談又は救済等の申立ての原因となった事実が市内又は当該勤務先、通学

先、通所先若しくは入所先の事業活動の中で生じたものに限る。)

2 救済等の申立ては、書面又は口頭で行うものとする。

3 擁護委員は、相談又は救済等の申立てがあった場合において、その内容が第1項各号のいずれにも該当しないときは、適切な機関等に引き継がなければならない。

(調査及び調整)

第27条 擁護委員は、救済等の申立てに係る事実又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について、調査を行うものとする。

2 擁護委員は、擁護若しくは救済が必要な子ども若しくはその保護者以外の者から救済等の申立てがされた場合において調査を行うとき又は擁護委員の発意に基づき取り上げた事案について調査を行うときは、当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、当該子どもの権利が現に侵害されている場合であって、その救済等のため緊急の必要性があると擁護委員が認めるときは、この限りでない。

3 擁護委員は、第1項の調査について、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

4 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、関係する市の機関に対し、説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地に調査することができる。

5 擁護委員は、第1項の調査のため必要があるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、説明を求め、資料の提出を要求し、その他の協力を求めることができる。

6 擁護委員は、第1項の調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害からの擁護又は救済のため、関係者間の調整を行うことができる。

(調査の対象外)

第28条 擁護委員は、救済等の申立てに

係る子どもの権利の侵害が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、調査を行わないものとする。ただし、特別な事情があると認めるときはこの限りでない。

(1) 裁決、判決等により確定した権利関係に関する事案又は裁決、判決等を求め現に係争中の事案に関するものである場合

(2) 擁護委員の行為に関するものである場合

(3) 救済等の申立ての原因となった事実のあった日から10年を経過している場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、救済等の申立ての内容に重大な虚偽のあることが明らかである場合その他調査することが明らかに適当ではないと認められる場合

(勧告等の実施)

第29条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告することができる。

2 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要請)

第30条 擁護委員は、調査又は調整の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関以外のものに対し、是正等の措置を講ずるよう要請することができる。

(報告及び公表)

第31条 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明をしたときは、当該市の機関に対し、その是正等又は改善の措置の状況について報告を求めるものとする。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日の翌日から起算して60日以内に、擁護委員

に対して、その是正等又は改善の措置の状況について報告しなければならない。

3 擁護委員は、第29条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その内容を公表することができる。

4 擁護委員は、前項の規定による公表をするに当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。(結果等の通知)

第32条 擁護委員は、第27条第1項の規定による調査を実施し、これを第29条から前条までの規定により処理したときは、処理の概要を次の各号に掲げる者に対し、速やかに通知しなければならない。第27条第3項の規定により調査を中止し、又は打ち切ったときも同様とする。

(1) 救済等の申立てを行った者

(2) 第27条第2項の同意を得た者
(活動状況の報告等)

第33条 擁護委員は、毎年度、その活動状況について、市長に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談員)

第34条 市長は、擁護委員の職務の遂行を補佐するため、相談員を置く。

2 相談員は、人格が高潔であり、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 相談員は、子どもの代弁者として、子どもの気持ち及び思いを丁寧に聴くとともに、子どもの主体性が尊重されるよう、必要な助言その他の援助を行うものとする。

4 第23条の規定は、相談員について準用する。

第6章 子どもの権利に関する施策の総合的な推進と検証

(行動計画)

第35条 市は、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、北本市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 市は、行動計画を策定するに当たっては、子ども及び市民の意見を聴くとともに、北本市子どもの権利委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

3 市は、行動計画及びその実施状況を公表するものとする。

4 前2項の規定は、行動計画の変更について準用する。

（子どもの権利委員会）

第36条 市長は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証するため、委員会を置く。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

3 委員は、人権、福祉、教育その他子どもの権利に関する分野において優れた識見を有する者並びに子ども及び市民のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員会の職務）

第37条 委員会は、市長その他の執行機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

（1）行動計画に関すること。

（2）子どもの権利に関する施策の実施状況に関すること。

（3）子どもの権利の保障の状況の検証に関すること。

（4）前3号に掲げるもののほか、子どもの権利に関する施策の充実に関すること。

2 委員会は、必要があるときは自らの判断で、前項に掲げる事項に関して調査審議することができる。

3 委員会は、前2項に規定する調査審議を行うに当たり、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求め、又は出席を求めて、その意見を聴くことができる。

（答申等）

第38条 委員会は、前条の調査審議の結果について、市長その他の執行機関に答申等をするものとする。

2 市長その他の執行機関は、委員会から答申等を受けたときは、その内容を速やかに公表しなければならない。

3 市長その他の執行機関は、委員会からの答申等を尊重し、必要な措置を講じなければならない。

第7章 雑則

（財政上の措置）

第39条 市は、子どもの権利に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

（委任）

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

北本市子どもの権利擁護委員・相談員 （令和4年10月1日～令和5年3月31日）

北本市子どもの権利擁護委員	原田 茂喜
北本市子どもの権利擁護委員	安ウンギョン
北本市子どもの権利相談員	金井 麻佑子
北本市子どもの権利相談員	佐久間 純子
北本市子どもの権利相談員	成塚 孝夫

